

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省略）</p> <p>（A）植物性の液汁及びエキス この項には、植物性の液汁（自然浸出又は切込みによって通常得られる植物性生産品）及び植物性のエキス（植物原材料から溶剤抽出した植物性生産品）を含むものとし、この表の他により特定された項に該当しないものに限る（この解説の（A）の末尾の除外規定参照）。</p> <p>（省略）</p> <p>（1）～（21）（省略） 液汁は、通常粘質状又は凝固している。エキスは、液状、ペースト状又は固体である。チンキは、抽出に使用されたアルコールにエキスがなお溶解している状態のものである。いわゆる流動エキス（fluid extract）は、エキスを、例えば、アルコール、グリセリン又は鉱油に溶かしたものである。チンキ及び流動エキスは、通常標準化されている。除虫菊エキスの例であれば、例えば、2%、20%又は25%の標準ピレトリン含有割合のコマーシャルグレードの物品にするため、鉱油を添加して標準化したものがある。固体エキスは、溶剤を蒸発することによって得られる。あるエキスには、時として不活性の物質を添加して粉末状にし易くし（例えば、ベラドンナエキスであれば粉末状のアラビアゴムを添加する。）又は、標準濃度のものを得るために不活性の物質を添加することがある（例えば、一定の割合のモルヒネを含有する物品を得るため、若干量のでん粉をあへんに添加する。）。このような物質の添加は固体エキスの所属に影響しない。<u>しかしながら、エキスは、当初の溶剤抽出のみでは得られない程度にある種の化合物又は化合物群を増減させる追加の抽出サイクル又は精製工程（例えば、クロマトグラフ精製等）を経ていない。</u></p> <p>（省略） この項の植物性の液汁及びエキスは、通常、各種調製品の原材料であ</p>	<p>13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>（同左）</p> <p>（A）植物性の液汁及びエキス この項には、通常自然に浸出するもの又は切込みによって得られるもの、又は溶剤によって抽出した植物性生産品である液汁及びエキスを含むものとし、この表の他により特定された項に該当しないものに限る（この解説の（A）の末尾の除外規定参照）。</p> <p>（同左）</p> <p>（1）～（21）（同左） 液汁は、通常粘質状又は凝固している。エキスは、液状、ペースト状又は固体である。チンキは、抽出に使用されたアルコールにエキスがなお溶解している状態のものである。いわゆる流動エキス（fluid extract）は、エキスを、例えば、アルコール、グリセリン又は鉱油に溶かしたものである。チンキ及び流動エキスは、通常標準化されている。除虫菊エキスの例であれば、例えば、2%、20%又は25%の標準ピレトリン含有割合のコマーシャルグレードの物品にするため、鉱油を添加して標準化したものがある。固体エキスは、溶剤を蒸発することによって得られる。あるエキスには、時として不活性の物質を添加して粉末状にし易くし（例えば、ベラドンナエキスであれば粉末状のアラビアゴムを添加する。）又は、標準濃度のものを得るために不活性の物質を添加することがある（例えば、一定の割合のモルヒネを含有する物品を得るため、若干量のでん粉をあへんに添加する。）。このような物質の添加は固体エキスの所属に影響しない。</p> <p>（同左） この項の植物性の液汁及びエキスは、通常、各種調製品の原材料であ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。ただし、他物質を添加したことにより調製食料品、医薬品等の性格を有するものは、この項には含まれない。<u>当初の抽出に続けて、例えば、クロマトグラフ精製、限外ろ過、又は追加の抽出サイクル（例えば、液液抽出）により高度に精製されたものもまた、この項には含まれない。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>る。ただし、他物質を添加したことにより調製食料品、医薬品等の性格を有するものは、この項には含まれない。</p> <p>（同 左）</p>
<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、単独の不揮発性の植物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）、ただし、15.07 項から 15.14 項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。</p> <p>（1）（省 略）</p> <p>（2）とうもろこし油：これは、とうもろこしの穀粒から得られ、脂質の多く（80%程度）は胚に含まれる。その粗油は、例えば、せっけんの製造、潤滑剤、皮革仕上げ剤等多くの工業的用途がある。精製油は食用に適し、料理用、ペーカリー用、他の油との混和用等に使用する。とうもろこし油は半乾性油である。</p> <p>（3）～（8）（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、単独の不揮発性の植物性油脂及びその分別物を含む（この類の総説（B）参照）、ただし、15.07 項から 15.14 項までに掲げるものを除く。特に、次のものが、商業上重要である。</p> <p>（1）（同 左）</p> <p>（2）とうもろこし油：これは、とうもろこし又はインデアンコーンの穀粒から得られる。その粗油は、例えば、せっけんの製造、潤滑剤、皮革仕上げ剤等多くの工業的用途がある。精製油は食用に適し、料理用、ペーカリー用、他の油との混和用等に使用する。とうもろこし油は半乾性油である。</p> <p>（3）～（8）（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
<p>18.02 カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>	<p>18.02 カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)・(2)（省略）</p> <p>(3)カカオダスト：<u>これは、選別機での外皮清浄の際に得られるもので、通常、その脂肪含有量は、抽出するのに十分採算がとれる程度高い。</u></p> <p>(4)（省略）</p> <p>（省略）</p>	<p>(1)・(2)（同左）</p> <p>(3)カカオダスト<u>及び外皮くず</u>：通常<u>これらのもの</u>の脂肪含有量は、抽出するのに十分採算がとれる程度高い。</p> <p>(4)（同左）</p> <p>（同左）</p>
18.06 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	18.06 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
（省略）	（同左）
号の解説	号の解説
<u>1806.20</u> この号において、「その他これらに類する形状」(other bulk form)とは、ペレット状、豆状、円形状、ドロップ状、ボール状、小片状、フレーク状、スプリングル状、削りくず状その他これらに類する形状をいう。この号の物品は、通常、チョコレート製品、ベーカリー製品、菓子、アイスクリーム等の製造又は装飾に使用される。	<u>1806.31</u> (新規)
1806.31 （省略）	1806.31 （同左）
21.04 スープ、プロス、スープ用又はプロス用の調製品及び均質混合調製食料品	21.04 スープ、プロス、スープ用又はプロス用の調製品及び均質混合調製食料品
（省略）	（同左）
(A)スープ、プロス及びスープ又はプロス用の調製品 （省略）	(A)スープ、プロス及びスープ又はプロス用の調製品 （同左）
これらの物品は、一般に植物性の生産品（野菜、穀粉、でん粉、タピオカ、パスタ、米、植物エキス等）、肉、肉エキス、脂肪、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物、ペプトン、アミノ酸又は酵	これらの物品は、一般に植物性の生産品（穀粉、でん粉、タピオカ、マカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品、米、植物エキス等）、肉、肉エキス、脂肪、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>母エキスをもととしたものである。これらは、また相当量の食塩を含有することがある。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d)（省 略）</p> <p>(e) 20.04 項又は 20.05 項の<u>保存に適する処理をした野菜（野菜の混合物（julienne、サラダ等）を含む。）</u>（時には、スープの調製に使用されるものも含む。）</p> <p>(f)（省 略）</p> <p>（省 略）</p>	<p>椎（せきつい）動物、ペプトン、アミノ酸又は酵母エキスをもととしたものである。これらは、また相当量の食塩を含有することがある。</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、また次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d)（同 左）</p> <p>(e) 20.04 項又は 20.05 項の<u>野菜の混合物</u>（時には、スープの調製に使用されるものも含む。）</p> <p>(f)（同 左）</p> <p>（同 左）</p>
33.03 香水類及びオーデコロン類	33.03 香水類及びオーデコロン類
<p>この項には、液状、クリーム状又は固形状（棒状のものを含む。）の香水及び化粧水で、人体に芳香を与えることを主目的として製造したものを含む。</p> <p>香水類は、一般に精油、フローラルコンクリート、フローラルアブソリュート又は人造の香気性物質の混合物を高濃度のアルコールに溶かしたものである。これらには、通常更に補香剤及び保留剤又は安定剤が配合されている。</p> <p>化粧水、例えば、ラベンダーウォーター、オーデコロン（33.01 項の精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションと<u>混同してはならない</u>。）は、少量の精油等を含有し、一般に上記の香水よりも濃度が低いアルコール液である。</p> <p>（省 略）</p>	<p>この項には、液状、クリーム状又は固形状（棒状のものを含む。）の香水及び化粧水で、人体に芳香を与えることを主目的として製造したものを含む。</p> <p>香水類は、一般に精油、フローラルコンクリート、フローラルアブソリュート又は人造の香気性物質の混合物を高濃度のアルコールに溶かしたものである。これらには、通常更に補香剤及び保留剤又は安定剤が配合されている。</p> <p>化粧水、例えば、ラベンダーウォーター、オーデコロン（33.01 項の精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションと<u>混合してはならない</u>。）は、少量の精油等を含有し、一般に上記の香水よりも濃度が低いアルコール液である。</p> <p>（同 左）</p>
36.03 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	36.03 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管
（省 略）	（省 略）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）導火線（safety fuses）</p> <p>導火線（slow fuses 又は Bickford fuses）は、通常イグナイター又は雷管に火炎を伝達するために考案された製品である。一般に、タールを塗り又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませた紡織用纖維材料の薄い外被に黒色火薬を線状に装填したものである。</p> <p>（削除）</p>	<p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（A）導火線（safety fuses）及び導爆線（detonating fuses）</p> <p>導火線（slow fuses 又は Bickford fuses）は、通常イグナイター又は雷管に火炎を伝達するために考案された製品である。一般に、タールを塗り又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませた紡織用纖維材料の薄い外被に黒色火薬を線状に装てんしたものである。</p> <p>導爆線は一以上の爆発を伝えるのに使用し、通常ペンスリット又はその他の爆薬から成る心薬を防水加工した紡織用纖維若しくはプラスチックで被覆したもの（flexible fuses）又は鉛若しくはすずの管に充てんしたもの（leaded or tinned fuses）である。ときには、爆薬がプラスチック管の内壁に単に薄い層として付けられることがある。</p> <p>これらは主に鉱山、採石場及び土木工事現場で使用する。</p>
<p>（B）導爆線（detonating fuses 又は detonating cords）</p> <p>導爆線は一以上の爆発を伝えるのに使用し、通常、PETN（ペンスリット又はペンタエリスリトールテトラナイトレート）又はその他の爆薬から成る心薬を防水加工した紡織用纖維若しくはプラスチックで被覆したもの（flexible fuses）である。PTENは秒速約 6.5 キロメートル（4 マイル）で爆発する。導爆線は、ほとんどの商業用高性能爆薬（ダイナマイト、ゼリグナイト、増感ゲル等）を起爆するが、ANFO（硝安油剤爆薬）のようなより感度の低い爆破剤をそれだけで起爆しない。これらは主に鉱山、採石場及び土木工事現場で使用する。</p>	<p>（新規）</p>
<p>（C）火管及び雷管（percussion caps）</p> <p>（1）撃発雷管（撃発火管）は、通常テトラゼン及び種々の酸化還元剤を加えたトリニトロレゾルシン鉛をもととした混合物を含有する通常金属製の小管で、通常 10 ミリグラムから 200 ミリグラムの爆薬が装薬されている。これらは、カートリッジケースの基部に取り付けるようになっており、火薬の点火に使用する。拳銃用のものは小さなサイズで、ライフルやマスケット銃用のものはより大きなサイズで製造される。</p> <p>（2）（省略）</p> <p>（削除）</p>	<p>（B）火管及び雷管（percussion or detonating caps）</p> <p>（1）撃発雷管は、通常テトラゼン及び種々の酸化還元剤を加えたトリニトロレゾルシン鉛をもととした混合物を含有する通常金属製の小管で、通常 10 ミリグラムから 200 ミリグラムの爆薬が装薬されている。これらは、カートリッジケースの基部に取り付けるようになっており、火薬の点火に使用する。</p> <p>（2）（同左）</p> <p>（3）工業雷管は、保護カプセルのもと、金属製又はプラスチック製の管に少量の爆薬とペントリット、ヘキソーゲン、テトリル等を装薬した</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(D) 雷管 (detonating caps) (電気雷管及び電子雷管を除く。)</u> <u>工業雷管は、保護カプセルのもと、金属製又はプラスチック製の管に</u> <u>少量の爆薬と PETN (ペヌスリット)、ヘキソーゲン、テトリル等を装薬</u> <u>したものである。これらは、爆薬の点火に使用し、導火線からの炎によ</u> <u>り点火される。</u></p> <p><u>(E) イグナイター (igniters)</u> <u>(削除)</u> <u>(1)・(2) (省略)</u></p> <p><u>(F) 電気雷管 (electric detonators) (電子雷管 (electronic detonators) を含む。)</u></p> <p><u>(1) 電気雷管は上記 (E) (1) に記述したように電気導火線の頭部と</u> <u>金属 (又はプラスチック) の管内に少量の点爆薬 (通常は 50 ミリグラムから 500 ミリグラムのアジ化鉛を基剤とした混合物) 及びやや多量の別の爆薬 (例えば、PETN (ペヌスリット)、ヘキソーゲン又はテトリル) を詰めたものから成る。</u> <u>このグループには、電気火管 (electric primers) として知られているある種の電気雷管類も含む。これらは、小型化されたものであり、また、点火薬に混合したものが入っており、誘導により着火できるようにしたものである。</u></p> <p><u>(2) 電子雷管は、上記 (F) (1) に記述した従来の電気雷管とは異なり、遅延手段として集積回路 (IC) のタイマーを有し、高精度な遅延時間を可能にする。</u></p> <p><u>(省略)</u></p> <p>37.07 写真用の化学調製品 (ワニス、膠 (こう) 着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)</p>	<p><u>ものである。これらは、爆薬の点火に使用し、導火線からの炎により点火される。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(C) イグナイター (igniters)</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u></p> <p><u>(1)・(2) (同左)</u></p> <p><u>(D) 電気雷管 (electric detonator)</u></p> <p><u>電気雷管は上記 (C) (1) に記述したように電気導火線の頭部と金属 (又はプラスチック) の管内に少量の点爆薬 (通常は 50 ミリグラムから 500 ミリグラムのアジ化鉛を基剤とした混合物) 及びやや多量の別の爆薬 (例えば、ペヌスリット、ヘキソーゲン又はテトリル) を詰めたものから成る。</u> <u>このグループには、電気火管 (electric primers) として知られているある種の電気雷管類も含む。これらは、小型化されたものであり、また、点火薬に混合したものが入っており、誘導により着火できるようにしたものである。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(同左)</u></p> <p>37.07 写真用の化学調製品 (ワニス、膠 (こう) 着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。) 及び写真用の物品で混合してないもの (使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（同 左）
また、この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (省 略)	また、この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左)
<u>号の解説</u> 3707.90	（新 規）
3707.90 号は、 <u>フォトリソグラフィによる半導体材料の製造に使用される感光性プラスチック樹脂溶液（「フォトレジスト（photoresists）」）</u> を含む。これらは、重合体、光増感剤、非水溶媒及び種々のその他化学物質から成る。フォトレジストは、 <u>金属酸化物で被覆されたシリコンウエハー（半導体材料に仕上げられるもの）</u> に塗布される。	
第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 （省 略）	第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 （同 左）
<u>総 説</u> この類には、工具、道具、刃物、食卓用品等の性格を有する卑金属製の特定の種類の製品が含まれ、これらは 15 部中のこの類の前の類には属さず、16 部の機械類（下記参照）、90 類の計測機器類、 <u>96.03 項又は 96.04 項</u> の物品にも該当しない。	<u>総 説</u> この類には、工具、道具、刃物、食卓用品等の性格を有する卑金属製の特掲された製品を含むものとし、15 部中のこの類の前の類に含まれるもの、16 部の機械類（下記参照）、90 類の計測機器類及び <u>96.03 項又は 96.04 項</u> の物品を除く。
（省 略）	（同 左）
83.02 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー （省 略）	83.02 卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この項には、家具、戸、窓、<u>車体</u>等に広く使用される、一般的な種類の卑金属製の附属性の取付具 (<i>fittings and mountings</i>) を含む。このような一般的な種類の物品は、特定の用途（例えば、自動車のドアの取手又はちょうつがい）に供するように設計されていたとしてもこの項に属する。ただし、この項には、窓のフレーム又は回転いすの回転装置のようなその物品の構造の重要な部分を構成する物品は含まない。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A)・(B)(省 略)</p> <p>(C) 自動車（例えば、乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車）に使用する取付具その他これに類する物品（17 部の部分品及び附属性品を除く。）：例えば、玉くり形の装飾用品、足掛け台、握り棒、手すり、<u>取手</u>、<u>プラインド用の取付具</u>（棒、<u>プラケット</u>、締付具、ばね機構等）、車内の荷物掛け、窓の開閉機構、特殊な灰皿、尾板の締付具</p> <p>(D)～(H)(省 略)</p> <p>（省 略）</p>	<p>この項には、家具、戸、窓、<u>車両</u>等に広く使用されるもので、はん用性のある卑金属製の附属性の取付具を含む。このようなはん用性の物品は、特定の用途（例えば、自動車のドアの取手又はちょうつがい）に作られてあってもこの項に属する。ただし、この項には、窓のフレーム又は回転いすの回転装置のようなその物品の構造の重要な部分を構成する物品は含まない。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A)・(B)(同 左)</p> <p>(C) 自動車（例えば、乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車）に使用する取付具その他これに類する物品（17 部の部分品及び附属性品を除く。）：例えば、玉くり形の装飾用品、足掛け台、握り棒、手すり、<u>ハンドル</u>、<u>プラインド用の取付具</u>（棒、<u>プラケット</u>、締付具、ばね機構等）、車内の荷物掛け、窓の開閉機構、特殊な灰皿、尾板の締付具</p> <p>(D)～(H)(同 左)</p> <p>（同 左）</p>
<p>94.05 ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(g)(省 略)</p> <p>(h) フィラメント電球、放電管（<u>シールドビームランプ</u>、紫外線ランプ及び<u>赤外線ランプ</u>並びに渦巻形、文字、数字、星等の種々の複雑な形状をした管を含む。）<u>アーキ灯</u>及び<u>発光ダイオード（LED）ランプ</u>（85.39）</p> <p>(ij)～(m)(省 略）</p>	<p>94.05 ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>（同 左）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(g)(同 左)</p> <p>(h) フィラメント電球、放電管（渦巻形、文字、数字、星等の種々の複雑な形状をした管を含む。）<u>アーキ灯</u>（85.39）</p> <p>(ij)～(m)(同 左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（省 略）
95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル （省 略）	95.03 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル （同 左）
（D）その他の玩具 （省 略） これらには、次の物品を含む。 （ ）～（ ）（省 略） （ ）輪、跳び縄（95.06 項のものを除く。）空中ごま用のスプール及び棒、うなりごま並びにボール（95.04 項又は 95.06 項のボールを除く。） （ ）～（ ）（省 略） （省 略）	（D）その他の玩具 （同 左） これらには、次の物品を含む。 （ ）～（ ）（同 左） （ ）輪、縄跳びの縄、空中ごま用のスプール及び棒、うなりごま並びにボール（95.04 項又は 95.06 項のボールを除く。） （ ）～（ ）（同 左） （同 左）
95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール （省 略） この項には、次の物品を含む。 (A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具 例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、身体トレーニングのために設	95.06 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール （同 左） この項には、次の物品を含む。 (A) 身体トレーニング用具、体操用具及び競技用具 例えば、索につるした鉄棒及びつり環、鉄棒、平行棒、平均台、跳馬、鞍馬、踏切り板、登はん用の綱及びはしご、壁棒、体操用こん棒、ダンベル、バーベル、メディシンボール、身体トレーニングのために設

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>計された一以上の取手を有するジャンプボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング、<u>登はん用の壁及びスポーツやフィットネスのためにデザインされた跳び縄。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>計された一以上の取手を有するジャンプボール、漕術、サイクリングその他の訓練用の装置、チェストエキスパンダー、ハンドグリップ、スタート台、ハードル、跳躍台及び支柱、跳躍用ポール、着地場所用マットレス、投げ槍、円盤、ハンマー、砲丸、パンチボール（スピードバッグ）、パンチバッグ（パンチングバッグ）、ボクシングリング、レスリングリング<u>及び登はん用の壁。</u></p> <p>（同 左）</p>